

## 行田市特殊詐欺対策電話機等購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、特殊詐欺対策電話機等の普及を促進し、もって特殊詐欺（犯人が電話等で親族、公共機関の職員等を名乗って被害者を信じ込ませ、現金、キャッシュカード等をだまし取ること、又は医療費の還付金が受け取れるなどと言って、犯人の口座に送金させる犯罪（現金等を脅し取る恐喝又はキャッシュカード等をすり替えて盗み取る詐欺盗（窃盗）を含む。）をいう。）の被害の軽減を図るため、特殊詐欺対策電話機等を購入し、及び自ら居住する住宅に設置した者に対し、予算の範囲内において特殊詐欺対策電話機等購入費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象となる特殊詐欺対策電話機等)

第2条 補助金の交付の対象となる特殊詐欺対策電話機等は、特殊詐欺対策として次のいずれかの機能を有する固定電話機又は固定電話機に接続して使用する機器とする。

- (1) 電話の着信時に、電話の相手方に警告音声を発する機能を有し、かつ、通話中に自動的に通話内容を録音する機能
- (2) 迷惑電話番号データベース（警察、自治体等から提供された迷惑電話番号のデータベースであって、着信拒否を判別するための電話番号情報が逐次蓄積されるものをいう。）に登録された情報により、迷惑電話番号からの電話を自動判別して着信を拒否し、又はランプ等で警告表示する機能

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、特殊詐欺対策電話機等を購入し、及び自ら居住する住宅に設置する者で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 市内に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者であって、満65歳以上の者又はその者の属する世帯の世帯員であること。
- (2) 補助対象者及びその世帯員について、過去にこの要綱による補助金の交付を受けていないこと。

- (3) 補助対象者及びその世帯員について、市税等の滞納がないこと。
- (4) 補助対象者及びその世帯員について、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める者については、この限りでない。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（次条において「補助対象経費」という。

）は、特殊詐欺対策電話機等の購入に要する経費（消費税及び地方消費税の額を除く。）とする。ただし、次の各号に掲げる費用等については、補助金の交付の対象としない。

- (1) 特殊詐欺対策電話機等の搬送又は設置に要する費用
- (2) 特殊詐欺対策電話機等の保証に要する費用
- (3) 特殊詐欺対策電話機等の購入のためのポイント等利用分

2 補助金の交付の対象となる特殊詐欺対策電話機等は、補助対象者の属する世帯につき1台限りとする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、1万円を限度とする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助対象者は、行田市特殊詐欺対策電話機等購入費補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。

- (1) 購入した特殊詐欺対策電話機等（以下「購入機器」という。）の領収書の写し（品名、品番、購入者の氏名等が記載されているものに限る。）
- (2) 購入機器の第2条に掲げる機能が確認できる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定等）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査

し、行田市特殊詐欺対策電話機等購入費補助金（交付・不交付）決定通知書（様式第2号）により当該申請者に補助金の交付の可否を通知するものとする。

2 前項の規定により、補助金の交付を決定したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し）

第8条 市長は、補助対象者が偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

2 前項の規定により補助金の交付決定の取消しを行ったときは、行田市特殊詐欺対策電話機等購入費補助金交付決定取消し通知書（様式第3号）により、当該補助対象者にその旨を通知するものとする。

（補助金の返還）

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、当該補助対象者から補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行し、同日以後に購入した特殊詐欺対策電話機等について適用する。